

諮詢第98号の答申 経済産業省生産動態統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮詢第98号による経済産業省生産動態統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成28年11月10日付け20161102統第1号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「経済産業省生産動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

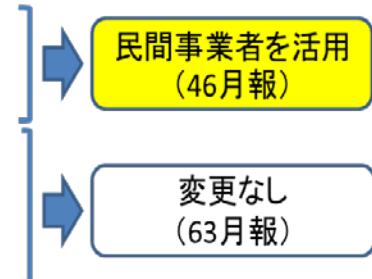
ア 調査方法の変更

本申請では、本調査で用いられている109種類の調査票（以下「月報」という。）のうち、経済産業省の本省が直轄で行っている調査及び経済産業局経由で行っている調査の一部（調査系統に都道府県が含まれない調査：計46月報）に係る送付・回収・督促、審査・照会、集計等の業務について、平成29年9月分調査から、民間事業者を活用する（表1参照）計画である。

表1

調査方法の変更

調査系統 ^(注)			月報数	例
① 経済産業省 ↓ 報告者	② 経済産業省 ↓ 経済産業局 ↓ 報告者	③ 経済産業省 ↓ 都道府県 ↓ 報告者		
○			15	機械器具月報（その45）航空機 等
○	○		7	鉄鋼月報（その6）鋼管 等
	○		24	紙月報 等
○	○	○	24	機械器具月報（その40）自動車 等
○		○	1	セメント・セメント製品月報
	○	○	23	機械器具月報（その35）電子部品 等
		○	15	革靴月報 等



(注) ①～③のうち、複数の系統を用いて行われている月報については、調査対象事業所の従事者規模等で①～③を区分している。

基幹統計調査の業務について、民間事業者を活用するに当たっては、基幹統計に求められる高い精度の確保と安定的な結果提供の維持を図る観点から、慎重かつ十分に検討するとともに、その進捗管理や審査状況の確認など新たに生じる事務への対応、民間事業者の活用によって生じる効果が調査の充実に活かされていることの検証及びその公表も必要と考えるところである。

本申請については、このような種々の課題が存在するものの、

- ① 変更範囲について、i) 月報ごとの回収・審査等の状況（都道府県経由・調査員調査で行われている部分は除く。）、ii) オンライン回答の浸透状況、iii) 円滑な集計業務の維持などの要素に配慮したものであること
- ② 変更時期については、本調査の年間業務スケジュールにおける繁忙期や、民間事業者の活用に必要な準備期間を勘案したものであること
- ③ 民間事業者の活用により、業務量が日々変動する督促や疑義照会等に機動的な対応が可能となり、また、民間事業者による業務処理が安定した際には、経済産業省職員（以下「職員」という。）を統計調査の企画・設計・分析等に重点的に配置することも可能となるなどの効果も期待できること
- ④ 民間事業者を活用するに当たって留意することが求められている統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等について、表2のとおり措置することが予定されていること

から、これらの措置が的確に実施される限りにおいては、適當と判断せざるを得ないものと考える。

表2 民間事業者を活用する際の留意点について予定されている措置

留意点	予定されている措置
① 統計の結果精度の維持・向上	経済産業省は、民間事業者の活用に当たって、以下の措置を講じる。 ① 民間事業者から、業務の進捗に応じた報告を求め、調査全体のプロセス管理を行う。 ② 経済産業局を含めた職員による督促のノウハウを民間事業者に引き継ぐとともに、必要に応じて、職員も督促を行い、回収率の維持・向上に努める。 ③ 職員が審査実施状況（履歴）を確認した上で、必要に応じて民間事業者に対する疑義照会の追加指示や職員による照会も行うことで、報告値に対する審査を行う。 ④ 経済産業省においても、自らサマリ審査を実施し、疑義がある場合には、民間事業者に再確認させるなど、集計結果の精度維持に努める。
② 報告者の秘密保護	経済産業省は、再委託先を含めた民間事業者に対して、以下の内容等を仕様書に明記する。

	<p>① 民間事業者が本調査の業務を行う業務室における入室制限措置や災害に備えた設備の整備</p> <p>② 調査票やデータ等の保管・持ち出し・運搬・処分等における強固なセキュリティ対策及びその履行状況について報告を求めるとともに、その履行が不十分と経済産業省が認める場合には、立入検査を実施</p> <p>③ 業務担当者の守秘義務に関する誓約書等の徴収や教育の実施により、秘密保護の徹底を要求</p> <p>④ 事前にセキュリティ対策や制限について協議し、合意した上で、外部接続によるS T A T S（経済産業省調査統計システム）の利用を承認</p> <p>⑤ 再委託先の民間事業者にも、同レベルのセキュリティ対策等を要求</p>
③ 信頼性の確保	調査票の提出先は、引き続き経済産業省とし、国の統計調査であることを明確にするとともに、経済産業省のウェブサイトや調査依頼状等に、民間委託した旨及び民間事業者の名称・連絡先等を記載するほか、十分なセキュリティ対策を講じていることを明記する。
④ 民間事業者の履行能力の確認	受託者の決定に当たっては、総合評価落札方式を採用し、客観的なチェック項目を設けるとともに、仕様書で提出を求める業務計画書のほか、業務を効率的に行う方法についても提案させ、それらも十分に加味した上で慎重かつ合理的に判断する。

ただし、経済産業省は、今回の民間事業者の活用に当たり、月次調査という本調査の特性を勘案し、以下の点に留意する必要がある。

- ① 単年度契約を予定しているため、毎年度、受託する事業者が変わることも否定できないことから、ノウハウの蓄積・継承や結果の公表に支障が生じないよう、事務マニュアルの整備、事務引継ぎなどに万全を期すとともに、複数年契約化に努めること
- ② 民間事業者における督促・照会等の内容については、適切に記録に残すことにより、民間事業者の活用後に新たに得られるノウハウについても、経済産業省に蓄積すること

また、本申請に対する判断は、本申請で変更の対象になっていない月報に関する将来における民間事業者の活用に無条件に援用できるものではないことを明確にするとともに、今回の変更効果等の検証結果を注視することとしたい。

イ 今回の変更後も経済産業局経由の調査が継続される月報に係る調査方法の整理

本申請では、経済産業局経由の調査が継続される47月報について、調査計画上の調査方法を「調査員調査、郵送調査及びオンライン調査」から「郵送調査及びオン

「オンライン調査」に変更する計画である。

これについては、経済産業局経由の調査については、平成27年度以降、調査員調査が行われておらず、今後も調査員を活用する見込がないことを踏まえたものであり、調査員調査を取りやめた後も回収率に支障が生じていないことから、適当である。

ウ 提出先、提出期日及び提出部数の変更

本申請では、調査方法が変更される46月報のうち、経済産業局を経由する31月報について、以下のとおり、提出先及び提出期日等を変更する計画である。

- ① 提出先：「経済産業局長」⇒「経済産業大臣」
- ② 提出期日：「翌月10日」⇒「翌月15日」
- ③ 提出部数：「2部」⇒「1部」

これについては、回収・審査業務について民間事業者を活用することにより、提出先が経済産業大臣に集約されることに伴うものであり、適当である。

2 オンライン調査の推進

オンライン調査については、

- ① 報告者負担の軽減や集計業務の効率化、正確な統計作成など多くのメリットがあること、
 - ② 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討することが指摘されていること、
 - ③ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年4月17日オンライン調査推進会議申合せ）において、基幹統計調査や大規模統計調査がオンライン調査の充実に優先的に取り組む調査とされていること
- 等を踏まえ、その推進に一層取り組むことが求められている。

本調査におけるオンライン調査の利用率（分母は、回収が得られた数ではなく報告者数）は、約55%となっており、近年漸増傾向にある。

これは、他の統計調査と比較すると高い傾向にあるが、本調査が月次調査であり、かつ、調査対象事業所の入替えがあまり生じず、同一の事業所に反復継続的な形で調査が実施されていることなどを考慮すれば、更にオンライン利用率の向上を図る余地があるものと認められる。

これについて、経済産業省は、毎年秋（10月頃）に調査票提出促進運動を実施しており、その際に、オンライン調査への切替について働きかけるはがきを送付するなどの取組を行っている。その効果もあり、年々オンライン利用率は増加傾向にあるものと考えており、本件申請後も、オンライン利用促進についての取組を実施することにより、オンライン利用率の向上も図っていくこととしている。

このように、オンライン調査の推進に取り組んでいることは評価できるところであるが、今後更なる利用促進を期待する。

3 今後の課題

○ 民間委託の影響評価について

経済産業省が予定している民間事業者の活用に関する影響評価については、結果精度の維持に加え、効果測定の観点からも十分な検証を行うとともに、その結果を公表し、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。